

# 村田町 農業委員会だより

編集と発行 村田町農業委員会  
村田町大字村田字迫 6  
電話 0224-83-6409

平成 30 年 1 月発行



未来に希望が持てる  
よりよい農業を目指して！

ドローンを使用するの薬剤散布試運転（針生前地区内）

## 主な内容

- 遊休農地解消に向けて
- 農地中間管理事業のご案内
- 自走式草刈機貸出のご案内
- 農地の売買、貸し借り、転用は許可が必要です
- 総会日程、委員の活動報告
- 農業者年金のご案内

農地のことは、身近な農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

### ○農業委員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
会長	大沼 善明	委員	渡邊 長松	委員	前野 幸子	委員	小山 昭一
会長職務代理者	山家 文雄	委員	丹野 敬吉	委員	櫻井 とし子	委員	南部 仁

### ○農地利用最適化推進委員

区域	氏名	区域	氏名	区域	氏名	区域	氏名
村田	佐山 加代子	沼辺	佐藤 義宏	小泉	岩間 一義	菅生	小林 光正
村田	蕪武 達也	沼辺	櫻井 正人	足立	藤井 敏信	菅生	高橋 洋一
沼辺	二瓶 養作	小泉	渡邊 豊克	足立	村上 光博		

# 遊休農地解消に向けて

農業委員会では、農地法に規定されている遊休農地の解消に向けて、毎年利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

今年度は、8月から9月にかけて5地区（村田、沼辺、小泉、足立、菅生）で利用状況調査を実施しました。

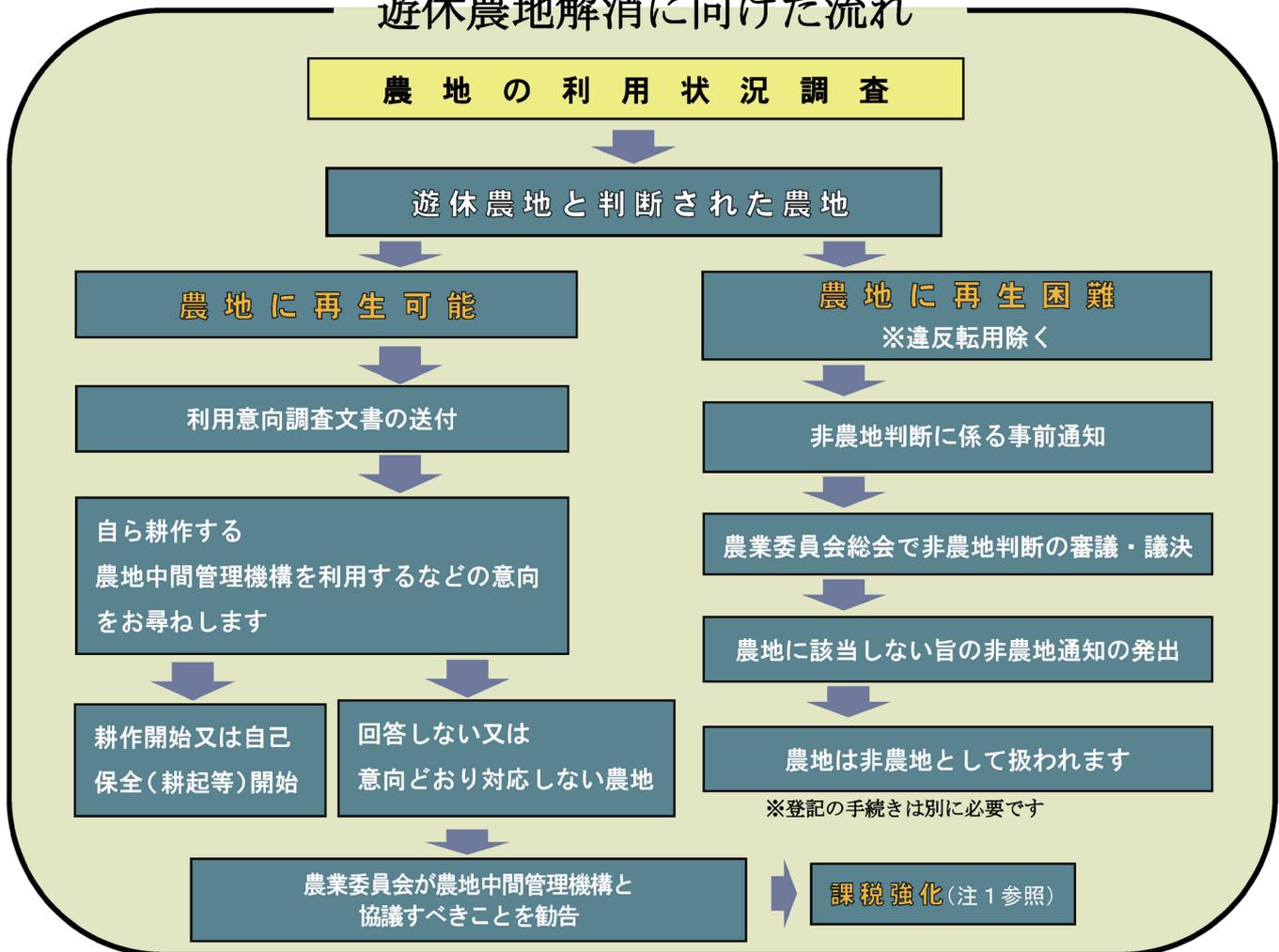
今後、利用状況調査を踏まえ、それぞれの状況に応じた対策を講じていくことになります。

遊休農地の解消に向けて、農家の皆様のご理解ご協力をお願いします。

ご協力をお願いします。



## 遊休農地解消に向けた流れ



農業委員会では、利用状況調査で1号遊休農地、2号遊休農地を把握するとともに、荒廃農地調査を行い荒廃農地A分類、B分類の把握に努めております。遊休農地（1号遊休農地）や荒廃農地（A分類、B分類）に判断されると様々な影響があります。

例えば・・・

- ・ 贈与税又は相続税の納税猶予を受けている方…納税猶予が打ち切られ、猶予されていた贈与税又は相続税の一部（条件により全部）を利子税とともに納付することになります。
- ・ 経営移譲年金（農業者年金）を受給されている方…条件により、支給停止になります。

- 1号遊休農地、荒廃農地 A 分類とは…過去 1 年以上作物の栽培がされておらず、かつ、今後の耕作に向けて草刈り、耕起などの維持管理が行われていない農地
- 2号遊休農地とは…作物がまばらに又は農地内で偏って栽培されるなど、栽培に必要な管理が適切に管理されていないなど低利用農地
- 荒廃農地 B 分類とは…すでに山林、原野化しており、再生困難と見込まれる非農地判断の対象となる農地

#### 注 1 課税強化

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべき事を勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象となります。

この協議の勧告が行われるのは、農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。

※ただし、以下の場合は協議の勧告の対象となりません。

- ・当該農地が農業振興地域内にない場合
- ・農地中間管理機構が農地法第 3 5 条第 2 項ただし書に基づき農地中間管理事業規定に定められた農地中間管理権を取得する農地等の基準に適合しない旨を農業委員会及び所有者等へ通知した場合
- ・当該農地の所有者等から農地中間管理機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続している場合
- ・既に森林の様相を呈しているなど、農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合

#### □課税強化の手法

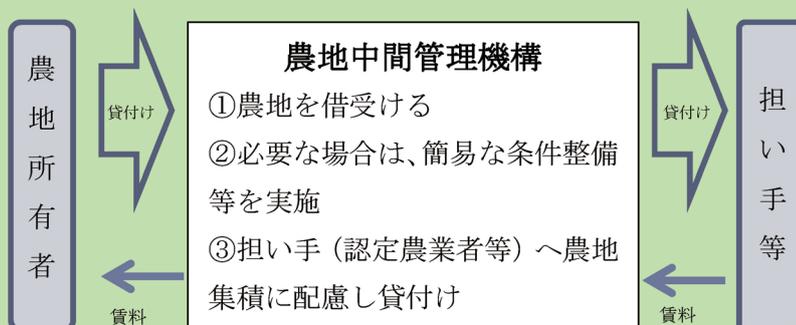
通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格 × 0.55 限界収益率となっていますが、遊休農地については、0.55 を乗じないこととなります。(結果として約 1.8 倍となります。)

#### □課税強化の時期

固定資産税の賦課期日である毎年 1 月 1 日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われます。

### 農地の有効利用と農業経営の効率化のため 農地中間管理事業を活用しましょう！

農地中間管理事業とは、農業をリタイアする方や規模を縮小する方から農地中間管理機構が農地を借り受け、農業経営の規模拡大・効率化などを図る担い手に貸し付ける事業です。



農地の貸し手には、要件を満たせば、機構集積協力金（地域集積協力金・経営転換協力金・耕作者集積協力金）の支援を受けることができます。

詳しくは、町農林課、農業委員会、JA までお問い合わせ下さい。

### 町内の遊休農地解消のため 自走式草刈機をお貸しします！



機 種：ハンマーナイフモア (刈幅 800 mm)  
 利用料：1 日 1 回 / 1,000 円  
 (別途振込手数料)

お問い合わせ先  
 村田町耕作放棄地対策協議会  
 (農業委員会事務局)  
 電話 0 2 2 4 - 8 3 - 6 4 0 9

# 農地の売買、貸し借り、転用は許可が必要です！

農地は、法律によって守られており、自己所有農地であっても、売買、貸し借り、転用したりする際は、事前に許可が必要となります。

○農地の権利移転に関する手続きの概要（申請の前に必ず農業委員会にご相談ください）

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備考
3条	農地を耕作目的で 売買、貸し借り、贈 与するとき	農地の所有者及び権利 の移転を受ける者	市町村農業 委員会	資産保有や投資目的による権利の取得は許可されませ ん。また、権利を取得する人の耕作面積が申請地を含め、 原則 50a 以上ない場合は、許可されません。 ※後継者への農地の名義変更でも必要です。（相続除く）
4条	自分名義の農地を 農地以外のものに 用途を変更（転用） するとき	転用を行う者 （農地所有者）	都道府県知 事	農地の場所によっては、転用が原則不許可となる場合も あります。 ※どんなに小さな面積でも許可が必要です。
5条	他人名義の農地を 買って、あるいは借 りて転用するとき	売主・貸主（農地所 有者）及び買主・借 主（転用事業者）		

相続したときは、農業委員会へ届出が必要となります。

平成29年度農業委員会総会日程予定表（1月以降）

	申請書締切	転用案件 現地調査日	総会
1月	15日（月）	24日（水）	25日（木）
2月	15日（木）	23日（金）	26日（月）
3月	15日（木）	22日（木）	23日（金）

※日程については、変更する場合があります。

### 委員の

平成29年 活動報告（総会等除く主なもの）

- 2月20日 認定農業者との意見交換会（JA村田宮農センター）17名
- 8月29日 農業委員最適化推進委員研修会（蔵王町）17名
- 9月7日 東北・北海道農業活性化フォーラム（山形県）9名
- 11月20日 宮城県農業委員会大会（大和町）16名
- 7月～11月 農地利用状況調査（5区域）

全委員（事前打合わせ会、事後検討会含む）

## 農業者の未来を支える農業者年金

農業者年金のメリット

- 1
 農業に従事する人なら幅広く加入できます
- 2
 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代でも安心
- 3
 保険料はいつでも（月額2万円から6万7千円）変更できます
- 4
 担い手には保険料の国庫補助があります
- 5
 保険料の全額社会保険料控除など大きな税制特例
- 6
 80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ支給されます

詳しい内容、ご相談は農業委員会、JAまで